

# 特別支援教育に関する主な事業の概要

## 1 特別支援教育の充実

県立特別支援学校・特別支援学級教育実践交流事業 －文部科学省特別支援教育就学奨励費補助事業（特別支援教育体制整備の推進）－	
対 象	特別支援学級を設置している小・中学校と県立特別支援学校
県立特別支援学校と小・中学校特別支援学級が連携し、障害のある児童生徒に対する教育の指導方法・内容の工夫改善を図る。	

巡回相談員派遣事業 －文部科学省特別支援教育就学奨励費補助事業（特別支援教育体制整備の推進）－	
対 象	保育所及び幼稚園、公立小・中学校及び高等学校の通常の学級等
保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校に在籍する特別な支援を必要とする幼児児童生徒の特性に応じた適切な指導及び支援を行うために、専門的知識や経験を有する相談員を派遣する巡回相談等を実施する。	

特別支援学校校内研修事業	
対 象	県立特別支援学校
特別支援学校において幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援の充実について校内研修会を行い、教員の専門性や指導力の向上を図る。	

公立高等学校特別支援教育学校コーディネーター連絡協議会	
対 象	公立高等学校の特別支援教育学校コーディネーター
高等学校における特別支援教育についての校内支援体制作りを進めるために、コーディネーターとしての資質及び指導力の向上を図る。	

特別支援学校教育課程研究集会	
対 象	特別支援学校教職員及び小・中学校特別支援学級の担任
特別支援学校及び特別支援学級における教育課程に関する諸問題について研究協議を行い、学習指導の改善・充実を図る。	

ユニバーサルデザインによる学校はぐくみプロジェクト事業	
対 象	4地域の中学校区を指定（平成27年度は香美市・日高村・四万十町・黒潮町）
<p>発達障害の「指針」に基づく取組を充実・加速させるため、特別支援教育の理念を柱にした校内支援体制の充実を図り、子どもが安心して過ごせ、異なる学力層の子どものニーズに応じた指導・支援ができる学校づくりに向けて集中的に学校等を支援する。</p>	

発達障害の可能性のある児童生徒に対する早期・継続支援事業（系統性のある支援研究事業）	
対 象	4地域の中学校区を指定（平成27年度は香美市・日高村・四万十町・黒潮町）
<p>発達障害の可能性のある児童生徒に対する各学校段階の移行期における円滑かつ適切な引継ぎのためのシステムの構築を目指すとともに、引継ぎシートや個別の指導計画の活用を図る。</p>	

校内委員会への特別支援教育地域コーディネーター派遣事業（小中学校）	
対 象	新任の特別支援教育学校コーディネーターが指名された学校、新任の特別支援教育学校コーディネーター以外でこの事業の活用を希望する学校
<p>教育事務所の特別支援教育地域コーディネーターを派遣し、効果的な校内委員会の進め方について支援を実施する。また、本課が実施する巡回相談員派遣事業と有機的にリンクさせ、校内委員会の一層の活性化を図る。</p>	

特別支援学校のセンター的機能充実事業 －文部科学省委託事業－	
対 象	<p>①若年教員育成事業：初任者が配置された県立特別支援学校等</p> <p>②自立活動充実事業</p> <p>（ア）外部人材を活用した「自立活動」の充実 ：県立特別支援学校</p> <p>（イ）ICTを活用した「自立活動」（コミュニケーション等）の充実 ：県立特別支援学校（研究指定校）</p> <p>③キャリア教育充実事業：県立特別支援学校</p>
<p>特別支援学校において、外部人材（ST、OT、PT、心理学の専門家等）を効果的に配置・活用し、専門性向上のための研修等を実施することで、地域内の小・中学校等に対するセンター的機能を充実させる。また、キャリア・職業教育、ICT・AT活用など今日的課題への対応を研究する。</p>	

## 2 適切な就学の推進

高知県障害者教育支援委員会	
委員	学識経験者、医師、教育機関の職員、行政機関の職員
障害のある幼児児童生徒等のうち特別支援学校において教育上特別な指導及び支援を要すると思われる者の障害の内容等を審議・判定するとともに、その適切な就学を図る。	

市町村就学等事務担当者連絡会	
対象	市町村（学校組合）教育委員会就学等事務担当者等
各市町村（学校組合）教育委員会の障害のある子どもの就学等事務を担当している者を対象に、研修及び研究協議の機会を提供することにより、担当者の資質の向上を図る。	

高知県障害者教育支援委員会教育相談委員等連絡会	
対象	県立特別支援学校教育相談委員等
県立特別支援学校において教育相談を担当し教育相談委員に任命されている者を対象に、教育支援の在り方を研究協議し、障害のある子どもの適切な就学の推進を図る。	

教育相談員派遣事業	
対象	障害がある又は障害があると思われる就学前の幼児及び小学校、中学校、高等学校に在籍する児童生徒並びにその保護者、関係者
障害のある幼児児童生徒やその保護者に対し、教育、福祉、医療等の専門機関が連携した早期からの教育相談を実施し、適切な就学や進路選択が円滑に行われるようにするとともに、幼児児童生徒の望ましい成長・発達を図る。	

## 3 進路指導の充実

特別支援学校進路連絡会	
対象	企業関係者、関係行政機関、特別支援学校進路指導担当者等
障害のある子どもの学校卒業後の進路について、企業、施設及び関係行政機関と特別支援学校の連携を深めるとともに、進路指導の在り方や課題について協議し、進路指導の更なる充実を図る。	

進路指導充実事業「はばたけ21」	
対 象	県立特別支援学校
<p>県立特別支援学校の生徒一人一人が、早い段階から自己の進路や生き方について考える機会を設けるため、進路ガイダンスの充実や県内外での職場体験、社会福祉施設の利用体験などの事業を実施し、円滑な社会参加を推進する。</p>	

県立特別支援学校高等部卒業生のアフターケア事業	
対 象	県立特別支援学校
<p>企業、施設、家庭等との連携のもとに、県立特別支援学校高等部卒業生について、卒業後の社会生活（企業や施設での生活、余暇の過ごし方等）に関する支援を行う。</p>	

キャリア教育の充実と就労支援のための専門家配置事業	
対 象	県立特別支援学校（知的障害特別支援学校本校3校、分校2校）
<p>県立知的障害特別支援学校高等部の卒業生の就職率を上昇させ、キャリア教育の充実のため、就職アドバイザーを配置する。現場実習先や新規就職先の開拓を行う。</p>	

#### 4 特別支援教育の理解推進

特別支援学校の児童生徒の居住地校交流実践充実事業	
対 象	県立特別支援学校に在籍する児童生徒
<p>特別支援学校の児童生徒が、居住地域とのつながりを大切にし、地域社会の中の一員として主体的に豊かな生活を送ることができるようにするため、居住地校交流の実践の充実を図る。</p>	